

第61期 定時株主総会 招集ご通知

日時

 2025年6月20日（金曜日）午前10時

場所

 徳島県徳島市寺島本町西1丁目61番地
J Rホテルクレメント徳島
4階 クレメントホール

目次

- P. 1 第61期定時株主総会招集ご通知
- P. 5 株主総会参考書類
- P. 10 事業報告
- P. 27 連結計算書類
- P. 29 計算書類
- P. 31 監査報告

株 主 各 位

証券コード 7820
2025年6月4日

徳島県小松島市横須町5番26号
ニホンフラッシュ株式会社
取締役社長 高橋 栄二

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nfnf.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記のウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ニホンフラッシュ」又は、「コード」に当社証券コード「7820」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時

2 場 所 徳島県徳島市寺島本町西1丁目61番地

J R ホテルクレメント徳島 4階 クレメントホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

- 3 目的事項 報告事項**
- 第61期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果の内容報告の件
 - 第61期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第2号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.nfnf.co.jp/>）及び東京証券取引所ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上

株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



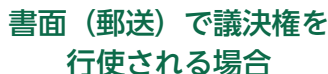
株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙を会場受付にご提
出ください。

日時

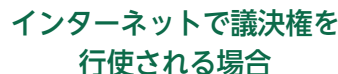
2025年6月20日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙に議案に対する賛
否をご表示のうえ、切手を貼らずに
ご投函ください。

行使期限

2025年6月19日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月19日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 ○●○●○●○●○ 御 中 株 主 総 会 日 議 決 権 の 数 XX 股 _____ _____ _____ ××××年××月××日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 40px;"></td> <td style="width: 50%; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>							当票日現在のご所有株式数 XX 株 議 決 権 の 数 XX 股 1. _____ 2. _____ _____ _____ _____ _____

議決権行使書

(株主総会開催日)

(株主名)

(株主住所)

(株主電話番号)

(株主印)

ログインQRコード

ログインQRコード

XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

※パスワード

XXXXXX

○●○●○●○●○

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

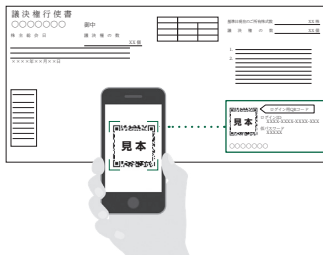
インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

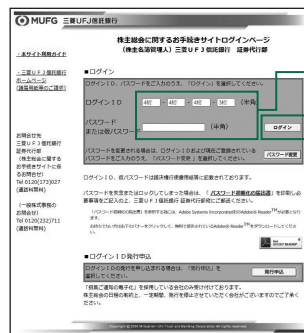
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役の員数を1名増員することを含め、取締役6名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会で審議の上、取締役会の決議により決定しています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の 株式数
1	たか はし えい じ 高橋 栄二 （1936年5月1日生） 再任	1965年 4月 当社入社 1965年 5月 当社取締役 1970年 5月 当社常務取締役 1975年 5月 当社専務取締役 1985年 5月 当社代表取締役社長（現任） 2002年 8月 昆山日門建築裝飾有限公司 董事長 昆山日門建築裝飾有限公司 總經理 2006年12月 日門（青島）建材有限公司 董事長（現任） 2008年10月 日門（上海）貿易有限公司 董事長 2011年11月 日門（江西）建材有限公司 董事長（現任） 2012年10月 昆山日門建築裝飾有限公司 董事（現任） 2016年 6月 吉屋（煙台）集成建築科技有限公司 董事（現任） 2016年 7月 吉屋（青島）家居有限公司 董事（現任） 2025年 1月 日門（上海）貿易有限公司 董事（現任） （選任の理由） 当社の代表取締役社長として、当社グループの経営を長年に 亘り担っており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引し てきた実績と、経営全般における豊富な見識や経験は、取締役 会のさらなる機能強化に資するため、取締役候補者としてまし た。	2,077,416株

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
2	いい だ かず のり 飯田 和憲 (1968年2月1日生) 再任	1990年 4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 2009年 7月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ 出向 2012年 1月 同行 徳島支店 支店長 2013年10月 株式会社みずほフィナンシャルグループ グループ人事部 参事役 2016年 4月 株式会社みずほ銀行 田無支店 支店長 2018年 4月 同行 荻窪支店 支店長 2021年 6月 当社取締役 2022年 2月 当社東京支店長 2023年 6月 当社常務取締役（現任） 2024年 4月 当社企画管理部長 2024年 6月 当社東京支店長（現任） (選任の理由) 長年に亘り金融機関や事業会社で勤務した豊富な経験と高い見識を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の実効性の確保と機能向上が期待できるため、取締役候補者としました。	34,579株
3	やん そん びょう 楊 宋 標 (1963年8月7日生) 再任	2002年 9月 昆山日門建築裝飾有限公司 入社 2006年 6月 当社取締役（現任） 2006年12月 日門（青島）建材有限公司 董事・総経理（現任） 2008年10月 日門（上海）貿易有限公司 総経理 2010年 5月 昆山日門建築裝飾有限公司 董事・総経理 2011年 9月 日門（上海）貿易有限公司 董事・総経理 2011年11月 日門（江西）建材有限公司 董事・総経理（現任） 2012年10月 昆山日門建築裝飾有限公司 董事長・総経理（現任） 2016年 6月 吉屋（煙台）集成建築科技有限公司 董事（現任） 2016年 7月 吉屋（青島）家居有限公司 董事長（現任） 2024年 6月 日門（昆山）建材科技有限公司 董事長（現任） 2025年 1月 日門（上海）貿易有限公司 董事長・総経理（現任） (選任の理由) 当社の海外担当として、中国事業を統括してきた実績と本邦企業（金融機関等）勤務を通じた豊富な経験を有することを踏まえ、また、その経験やグローバルな知見を、取締役会において活かすことにより、取締役会の実効性の確保と機能向上が期待できるため、取締役候補者としました。	52,445株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
4	おか だ かつ ひこ 岡田 克彦 (1970年 3月18日生) 再任	1994年10月 当社入社 2007年 7月 当社北海道事業部長 2012年 4月 当社生産購買部グループリーダー 2018年11月 当社特命担当マイスター 2019年 4月 当社生産部長 2020年 6月 当社取締役 製造部長（現任） (選任の理由) 当社の製造部門の責任者として、北海道事業部や製造部を統括してきた実績と豊富な職務経験を有することを踏まえ、また、その経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の実効性の確保と機能向上が期待できるため、取締役候補者となりました。	17,446株
5	いし もと やす ゆき 石本 恭之 (1975年 4月16日生) 再任	2006年11月 当社入社 2011年 2月 当社管理統括部経理課長 2012年 4月 当社管理統括部企画課長 2013年 4月 当社業務計画室業務課長 2014年 4月 当社大阪支店営業課長 2016年10月 当社管理統括部総務課長 2021年11月 当社総務部長代理 2022年 2月 当社総務部長（現任） 2024年 6月 当社取締役（現任） (選任の理由) 当社の管理部門の責任者として、国内の管理部門を統括してきた実績と人事・総務を中心とした管理業務に豊富な職務経験を有することを踏まえ、また、その経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の実効性の確保と機能向上が期待できるため、取締役候補者となりました。	11,532株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
6	まつ もと たか ひろ 松本貴浩 (1961年12月18日生) 新任	1993年 5月 当社入社 2008年 4月 当社福岡営業所所長 2013年 4月 当社福岡支店支店長 2014年 6月 当社取締役 西日本営業担当 2015年10月 当社大阪支店支店長 2018年 6月 当社取締役退任 2019年 4月 当社大阪支店営業推進担当 2021年 4月 当社西日本営業担当部長 兼 大阪支店受注担当 2022年 2月 当社大阪支店営業担当部長 2025年 4月 当社大阪支店支店長（現任） (選任の理由) 当社の販売部門の責任者として、豊富な経験と実績を有することを踏まえ、また、その経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の実効性の確保と機能向上が期待できるため、取締役候補者となりました。	15,500株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 各候補者の所有する当社の株式数には、ニホンフラッシュ役員持株会における本人の持分を含めております。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案

会計監査人選任の件

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会が應和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性、専門性及び監査の品質等を総合的に勘案し、当社の会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えていると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年3月31日現在)

名 称	應和監査法人
事 務 所	主たる事務所 東京都千代田区神保町一丁目105番 神保町三井ビルディング
沿 革	2007年5月 監査業務・支援業務を目的に設立 2008年7月 應和監査法人に改称 2013年4月 AGN International Ltdのネットワークに メンバーファームとして加入 2023年7月 Allinial Globalのネットワークにメンバー ファームとして加入
概 要	出資金 20百万円 構成人員 社員（公認会計士） 6名 職員（公認会計士） 19名 （その他専門職員） 26名 （事務職員） 2名 合 計 53名 関与会社 12社

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善及び、円安によるインバウンド需要の回復により、個人消費や企業の設備投資の増加基調が持続し、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、世界的にはウクライナ情勢の長期化に伴う資源、エネルギーの高騰や物価の上昇、また世界的な金融引き締めや円安の進行など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。特に当社に最も影響を及ぼす2024年の住宅着工戸数は792千戸（前年比3.4%減）で2年連続の減少であると同時に、リーマンショック後の2009年以来、15年振りの80万戸割れとなりました。また、2024年は首都圏ほか3大都市圏及びその他地域も、分譲住宅のうち分譲マンションは102千戸（同5.1%減）と低水準が続きました。

このような状況の中、営業面では、今年のテーマである輸送の効率化と、建設現場での間配りや取付施工の省力化に取り組みました。また、生産面では、工場の各ラインの省力化、効率化のため、フラッシュドア工場として基幹である接着工程への新設備の導入と、材料費の削減に成功いたしました。

一方、中国においては、新型コロナウイルス感染症の影響の沈静化と、同時に不動産開発業者に対する総量規制（通称、3つのレッドライン）は実質撤廃されておりますが、中国政府の不動産対策も、効果は限定的なものに留まっております。そこで当社は、従来の不動産開発業者に対する販売チャネルに加え、代理店販売、及び商業店舗向け商品の販売会社である日門（昆山）建材科技有限公司も順調に立ち上げました。

なお、2020年2月頃の新型コロナウイルス感染症発生からの約4年間、中国全土における営業活動の停止による様々のアクシデントは、想像を超えるものがありました。コロナ禍に続く不動産業者に対する総量規制は、一流企業、国営企業を問わず与信不和を呼びました。

このような状況の中、世茂集団の資金繰りの悪化による回収遅延により、当期の決算において世茂集団向け債権について、貸倒引当金を計上し、貸倒引当金繰入額24億11百万円を特別損失として計上いたしました。

また、債権回収の一環として代物弁済にて投資不動産を取得してまいりましたが、中国不動産市場の経営環境が不透明なため、当期の決算において、不動産鑑定評価額等を取得し、時価が簿価を下回っている全ての投資不動産について減損損失11億52百万円を特別損失として計上いたしました。

以上の状況の中、当社グループにおける当連結会計年度における売上高は、239億76百万円（前年同期比7.4%減）、営業利益は、7億74百万円（同48.3%減）、経常利益は、11億2百万円（同42.3%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は、27億92百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益13億29百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は553百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

ニホンフラッシュ株式会社 機械設備の増設

日門（江西）建材有限公司 建物の増設

機械設備の増設

ロ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

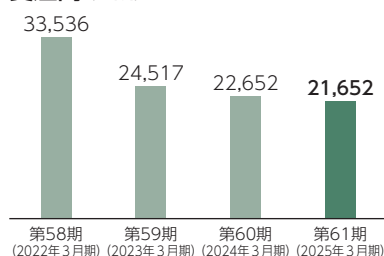
⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

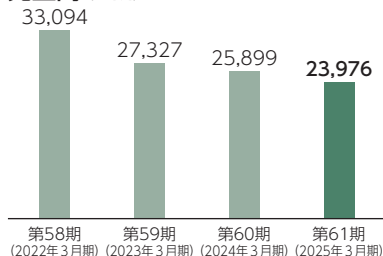
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分		第 58 期 (2022年3月期)	第 59 期 (2023年3月期)	第 60 期 (2024年3月期)	第 61 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
受注高	(百万円)	33,536	24,517	22,652	21,652
売上高	(百万円)	33,094	27,327	25,899	23,976
経常利益	(百万円)	5,401	2,664	1,909	1,102
親会社株主に帰属する当期純利益 又は純損失 (△)	(百万円)	3,841	1,882	1,329	△2,792
1株当たり当期純利益又は 純損失 (△)	(円)	153.31	75.12	56.04	△122.71
総資産	(百万円)	42,354	43,595	44,951	42,309
純資産	(百万円)	30,656	32,868	32,800	31,036
1株当たり純資産額	(円)	1,176.97	1,261.80	1,388.37	1,327.49

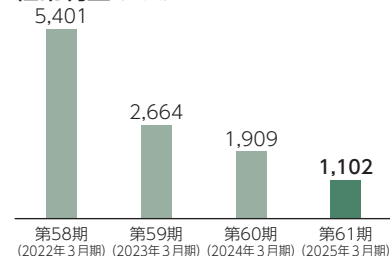
受注高 (百万円)



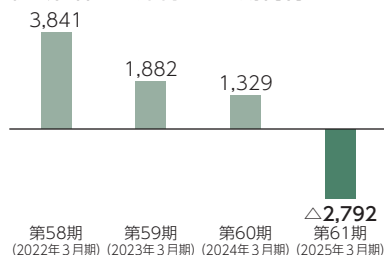
売上高 (百万円)



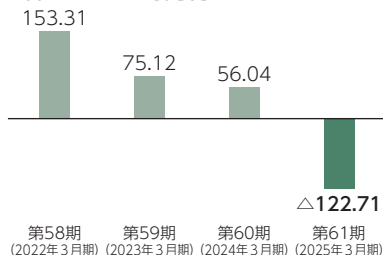
経常利益 (百万円)



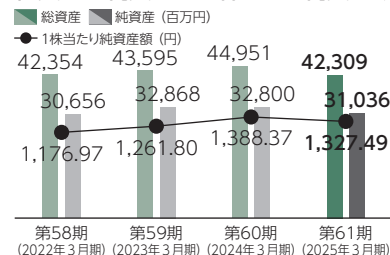
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



総資産／純資産／1株当たり純資産額



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
昆山日門建築裝飾有限公司	74,466千元	100%	内装システム部材の製造販売
日門（青島）建材有限公司	53,786千元	100%	内装システム部材の製造
日門（江西）建材有限公司	88,137千元	100%	内装システム部材の製造
日門（上海）貿易有限公司	1,367千元	100%	建材全般の中国国内販売及び輸出入貿易
吉屋（煙台）集成建築科技有限公司	24,445千元	55%	建築内装工事の設計・施工及び設備の据付
吉屋（青島）家居有限公司	61,106千元	55%	住宅設備機器の製造販売

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、物価上昇やアメリカ合衆国の政策動向、金融資本市場の変動等による影響が懸念される一方で、雇用の改善や賃上げによる所得環境の改善等を背景に、緩やかな景気回復が期待されるものと予想されます。

このような状況の中で、日本におきましては引き続き、当社の強みであるマス・カスタマイゼーションを駆使した営業活動を行い、顧客ニーズを的確に掴み、受注獲得に努めてまいります。また、製造面においては、創業60周年を迎える今秋に向け、工場のリニューアル工事が進んでおり、生産性はもとより、作業環境改善を行い、安心・安全な工場を目指してまいります。

中国におきましては、中国政府による各種政策が打ち出され、中古住宅市場では都市部で回復の兆しも見受けられるようになりましたが、不動産市場の低迷は暫くの間続くものと思われます。このような状況の中、台湾での業務提携に加え、ルート販売、商業施設向け販売等の販売チャネルの拡大を行うと同時に、商品ラインナップの拡充を行うこと等により売上の拡大を図ってまいります。一方で債権回収を進め、V字回復を目指してまいります。

以上により、次期の売上高は、260億円（前年同期比8.4%増）、営業利益は、17億80百万円（同129.7%増）、経常利益は、19億30百万円（同75.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、12億40百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失27億92百万円）を見込んでおります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業内容	主要製品
内装システム部材の製造販売	室内ドア、化粧造作材
建築内装工事の設計・施工及び設備の据付	—
住宅設備機器の製造販売	家具、キッチン

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）**① 当社の主要な事業所**

本社	徳島県小松島市
営業拠点	東京支店（東京都中央区）、大阪支店（大阪市）、福岡支店（福岡市） 他 営業所3ヶ所
工場	本社（徳島県小松島市）、北海道（江別市）

② 子会社

昆山日門建築裝飾有限公司	中華人民共和国江蘇省昆山市
日門（青島）建材有限公司	中華人民共和国山東省青島市膠州市
日門（江西）建材有限公司	中華人民共和国江西省宜春市
日門（上海）貿易有限公司	中華人民共和国上海市
吉屋（煙台）集成建築科技有限公司	中華人民共和国山東省烟台市
吉屋（青島）家居有限公司	中華人民共和国山東省青島市膠州市

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,265名	212名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
239名	11名減	37.7歳	12.2年

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 89,600,000株
- ② 発行済株式の総数 25,060,000株
- ③ 株主数 37,061名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,031千株	8.9%
高橋 栄二	1,937千株	8.5%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,794千株	7.9%
株式会社徳島大正銀行	1,121千株	4.9%
株式会社阿波銀行	1,120千株	4.9%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,085千株	4.8%
七福トータルサポート株式会社	960千株	4.2%
ニホンフラッシュ従業員持株会	591千株	2.6%
ニホンフラッシュ取引先持株会	575千株	2.5%
株式会社徳銀キャピタル	559千株	2.5%

（注）持株比率は自己株式2,303,242株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2025年 3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋 栄二	昆山日門建築裝飾有限公司 董事 日門（青島）建材有限公司 董事長 日門（上海）貿易有限公司 董事 日門（江西）建材有限公司 董事長 吉屋（煙台）集成建築科技有限公司 董事 吉屋（青島）家居有限公司 董事
常務取締役	飯田 和憲	東京支店長
取締役	楊 宋標	昆山日門建築裝飾有限公司 董事長・總經理 日門（青島）建材有限公司 董事・總經理 日門（上海）貿易有限公司 董事長・總經理 日門（江西）建材有限公司 董事・總經理 吉屋（煙台）集成建築科技有限公司 董事 吉屋（青島）家居有限公司 董事長 日門（昆山）建材科技有限公司 董事長
取締役	岡田 克彦	製造部長
取締役	石本 恭之	総務部長
取締役（監査等委員）	柿内 慎市	株式会社徳島大正銀行 相談役
取締役（監査等委員）	中田 祐児	弁護士法人中田・島尾法律事務所 代表社員
取締役（監査等委員）	鳥井 勝浩	
取締役（監査等委員）	井関 佳穂理	井関公認会計士事務所 公認会計士 国立大学法人徳島大学 監事

(注) 1. 取締役（監査等委員） 柿内慎市氏、中田祐児氏、鳥井勝浩氏及び井関佳穂理氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員） 井関佳穂理氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役（監査等委員） 柿内慎市氏、中田祐児氏、鳥井勝浩氏及び井関佳穂理氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 事業年度中に退任した取締役

当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
笹谷 正廣	2024年6月21日	任期満了	取締役（監査等委員） 笹谷正廣法律事務所 弁護士
岩島 敏哉	2024年6月21日	任期満了	取締役（監査等委員）

③ 責任限定契約の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額としております。

④ 役員賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は「当社の会社法上の取締役および監査役ならびに当社子会社の設立国の法律により、これらの者と同様の地位にある者」であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を实践する人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、役割と職責に応じた基本報酬部分と各期の企業業績とそれに対する各人の貢献度などを勘案した業績連動部分で構成する。社外取締役の報酬については、その職責に鑑み、役割と職責に応じた基本報酬部分のみを支払うこととする。

ｂ．基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬部分は、金銭による月例の固定報酬とする。報酬の金額は、役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

また、業績連動部分は、事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、各事業年度の連結当期純利益の金額に応じて定める額の範囲で、金銭にて、毎年当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

ｃ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、全て代表取締役社長が決定する。委任する理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためである。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認する。

□．当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	149 (－)	114 (－)	35 (－)	－ (－)	5 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19 (19)	19 (19)	－ (－)	－ (－)	6 (6)
合計 （うち社外役員）	168 (19)	133 (19)	35 (－)	－ (－)	11 (6)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第56期定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は6名であります。

3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第56期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）柿内愼市氏は、株式会社徳島大正銀行の相談役であります。当社は株式会社徳島大正銀行との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）中田祐児氏は、弁護士法人中田・島尾法律事務所の代表社員であります。当社は弁護士法人中田・島尾法律事務所と顧問契約を結んでおります。

取締役（監査等委員）井関佳穂理氏は、井関佳穂理公認会計士事務所を主宰する公認会計士であります。当社は井関佳穂理公認会計士事務所との間に特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）井関佳穂理氏は、国立大学法人徳島大学の監事であります。当社は国立大学法人徳島大学との間に特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	活動状況
取締役（監査等委員） 柿内 愼市	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、他の会社の経営者として豊富な知識・経験に基づき、当社のガバナンス体制の適正性・妥当性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 中田 祐児	2024年6月21日に就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 鳥井 勝浩	2024年6月21日に就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、他の会社の経営者として豊富な知識・経験に基づき、当社のガバナンス体制の適正性・妥当性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 井関 佳穂理	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査等委員会16回のうち16回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の会計並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65百万円

(注) 1. 重要な中国子会社につきましては、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているグラント・ソントンのメンバーファームの監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、取締役、関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手、報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、2023年12月26日、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

(5) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員は企業理念、社内規程及び関連法令等の理解が法令・定款及び社会規範を遵守した行動のための基本であることを認識し、その徹底を図るため、担当部においてコンプライアンスの取り組み、教育等を横断的に実施する。また、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令順守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る文書の取扱は、法令・社内規程に基づき適切に保存し管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に関するリスクについては、それぞれ担当部にて規程の制定、マニュアルの作成を行うものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、変化の激しい経営環境に迅速に対応すべく、定例の取締役会及び経営会議を開催する。また、取締役会の業務執行の効率化を図るため、以下の体制を整備する。

イ. 職務権限、意思決定ルールの方策

ロ. 中期経営計画に基づく業績目標の設定と月次、四半期業績管理の実施

ハ. 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

⑤ 会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、業務適正については、社内規程に基づき管理し、業務執行の状況について、内部監査室及び監査等委員会が評価及び監査を行うものとする。また、子会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響について、当社の取締役会及び担当部に報告する体制を確保する。内部監査室は、内部監査を実施した結果を取締役会、監査等委員会等に報告し、内部統制の整備を推進するとともに、各部と協力の上、改善策の指導、助言等を行う。監査等委員会はグループ全体の監視、監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人との緊密な連携体制を構築する。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて当該使用人を置くこととする。当該使用人の配置及び異動については、監査等委員会の意見を尊重することとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社の役職員は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令等に従い、直ちに監査等委員会に報告を行うこととする。

また、監査等委員は、取締役会その他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができることとする。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査業務の遂行を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の整備運用状況の概要

当社は、上記の業務執行の健全かつ適切な運営の強化のため、各部署においてその適切な運用に努めるとともに、金融商品取引法に基づき、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、適宜、必要な是正措置を実施しております。

また、取締役会等において継続的に経営上のリスクを把握し、その対応策を検討することができる体制を構築するとともに、監査等委員会がコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を取っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に適正な利益還元を行うことは、企業目的の重要な課題であると考えており、中長期の視点から将来の事業拡大と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保すると同時に、業績に応じて安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

従いまして、当期配当金については、業績、財務状況等を総合的に勘案した結果、豊富な利益剰余金を確保していることから、期末配当金を2024年5月15日付「2024年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」の通り1株当たり18円とし、これにより年間配当金は、既に実施させていただきました中間配当金の18円と合わせて、1株当たり36円となります。

次期の配当金につきましては、当期と同じく、中間・期末配当それぞれを18円とし、年間配当金は1株当たり36円を予定しております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	25,638,713	流動負債	10,250,191
現金及び預金	10,450,626	支払手形及び買掛金	4,729,362
受取手形	96,067	電子記録債務	1,697,828
電子記録債権	417,428	短期借入金	1,823,460
売掛金	15,699,591	一年内返済予定の長期借入金	17,336
商品及び製品	845,228	未払金	1,363,383
仕掛品	409,535	未払法人税等	210,436
原材料及び貯蔵品	691,350	契約負債	178,762
その他	581,006	賞与引当金	104,494
貸倒引当金	△3,552,119	その他	125,127
固定資産	16,670,589	固定負債	1,022,456
有形固定資産	6,620,457	長期借入金	192,863
建物及び構築物	3,197,167	長期未払金	256,800
機械装置及び運搬具	1,975,696	退職給付に係る負債	142,235
土地	1,019,213	繰延税金負債	430,558
建設仮勘定	301,585		
その他	126,793		
無形固定資産	827,803	負債合計	11,272,648
借地権	759,732	純資産の部	
その他	68,071	株主資本	22,137,239
投資その他の資産	9,222,328	資本金	1,117,501
投資有価証券	2,405,901	資本剰余金	1,825,186
出資金	375,268	利益剰余金	21,279,552
会員権	7,733	自己株式	△2,085,001
投資不動産	6,117,741	その他の包括利益累計額	8,072,069
その他	315,683	その他有価証券評価差額金	1,081,456
		為替換算調整勘定	6,991,205
		退職給付に係る調整累計額	△592
資産合計	42,309,302	非支配株主持分	827,345
		純資産合計	31,036,654
		負債純資産合計	42,309,302

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目					金 額	
売上	上	原	利	高		23,976,557
						18,279,077
販売費	上	総	利	価		5,697,479
						4,922,610
営業	業	外	収	益		774,868
受取	取	配	当	息	149,760	
					90,922	
受取	業	発	展	金	98,543	
					41,677	
為替	替	の	差	他	66,130	
						447,034
営業	業	外	費	用		
支払	払	利	却	息	22,495	
					16,185	
手形	形	売	却	損	77,767	
					3,223	
減価	価	償	却	費		119,672
その他	の	利	益	益		
経常	常	利	益	益		1,102,231
特	別	利	益	益	608	
					12,982	
特	別	損	失	失		13,591
固	定	資	産	売	149	
					13,941	
固	定	資	産	除	1,152,251	
					59,947	
減	損	損	却	損	2,411,734	
						3,638,025
投資	不	動	産	売		
貸	倒	引	当	金		
税金	等	調	整	前		△2,522,202
法人	税	、	住	民	470,496	
					268,630	
法人	税	等	調	整		739,126
当期	純	損	失	失		△3,261,329
非	支	配	株	主		△468,838
親	会	社	株	主		△2,792,491

（注）記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	6,585,219	流動負債	4,092,318
現金及び預金	3,312,734	支払手形	276
受取手形	76,810	電子記録債務	1,697,828
電子記録債権	417,428	買掛金	387,208
売掛金	1,518,372	短期借入金	1,000,000
商品及び製品	290,299	未払金	289,517
仕掛品	30,399	未払法人税等	183,776
原材料及び貯蔵品	294,966	未払消費税等	21,739
短期貸付金	617,700	契約負債	157,060
その他の	63,507	賞与引当金	104,494
貸倒引当金	△37,000	その他	250,415
固定資産	7,894,414	固定負債	701,902
有形固定資産	1,926,234	長期未払金	256,800
建物	342,586	退職給付引当金	141,373
構築物	15,483	繰延税金負債	303,729
機械及び装置	208,038	負債合計	4,794,221
車両運搬具	6,113	純資産の部	
工具、器具及び備品	33,215	株主資本	8,603,956
土地	1,019,213	資本金	1,117,501
建設仮勘定	301,585	資本剰余金	1,825,186
無形固定資産	9,248	資本準備金	942,501
ソフトウェア	3,046	その他資本剰余金	882,685
その他	6,202	利益剰余金	7,746,269
投資その他の資産	5,958,930	利益準備金	83,800
投資有価証券	2,405,901	その他利益剰余金	7,662,469
関係会社出資金	2,956,949	別途積立金	2,750,000
出資金	375,268	固定資産圧縮積立金	3,284
会員権	7,733	繰越利益剰余金	4,909,185
その他	213,076	自己株式	△2,085,001
資産合計	14,479,633	評価・換算差額等	1,081,456
		その他有価証券評価差額金	1,081,456
		純資産合計	9,685,412
		負債純資産合計	14,479,633

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,527,379
売上原価		6,842,854
売上総利益		2,684,525
販売費及び一般管理費		1,675,014
営業利益		1,009,510
営業外収益		176,129
受取利息	25,364	
受取配当金	90,922	
受取賃貸料	12,310	
為替差益	39,291	
その他の	8,239	
営業外費用		6,831
支払利息	6,615	
その他の	216	
経常利益		1,178,807
特別利益		
固定資産売却益	319	319
税引前当期純利益		1,179,127
法人税、住民税及び事業税	356,935	
法人税等調整額	3,367	360,302
当期純利益		818,824

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

ニホンフラッシュ株式会社

取締役会 御中

2025年5月20日

太陽有限責任監査法人

中国・四国事務所

指定有限責任
社員
業務執行社員
指定有限責任
社員
業務執行社員
公認会計士 岡本 伸吾
公認会計士 吉永 竜也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニホンフラッシュ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニホンフラッシュ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

ニホンフラッシュ株式会社

取締役会 御中

2025年5月20日

太陽有限責任監査法人

中国・四国事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 伸吾
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉永 竜也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニホンフラッシュ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

ニホンフラッシュ株式会社 監査等委員会

監査等委員	柿内 慎市 ㊞
監査等委員	中田 祐児 ㊞
監査等委員	鳥井 勝浩 ㊞
監査等委員	井関 佳穂 理 ㊞

(注) 監査等委員柿内慎市、中田祐児、鳥井勝浩、井関佳穂理は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図



交通 J R徳島駅直結

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。